

行橋市下水道排水設備指定工事店等に対する処分の基準等に関する規程

令和5年5月17日水道事業管理告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、行橋市下水道条例（平成12年行橋市条例第50号。以下「条例」という。）に違反した指定工事店及び責任技術者（以下「指定工事店等」という。）に対し、行橋市行政手続条例（平成9年行橋市条例第1号）に基づく処分又は指導（以下「処分等」という。）を行うことについて、処分等の基準その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、特に定めるものを除き、条例の例による。

(処分等の種類)

第3条 この規程において「処分」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

- (1) 条例第12条第4項の規定による次に掲げる事項
 - ア 責任技術者の登録の取消し（以下「登録の取消し」という。）
 - イ 責任技術者の登録の効力停止（以下「登録の効力停止」という。）
- (2) 条例第18条第1項の規定による次に掲げる事項
 - ア 指定工事店の指定の取消し（以下「指定の取消し」という。）
 - イ 指定工事店の指定の効力停止（以下「指定の効力停止」という。）

2 この規程において「指導」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

- (1) 文書警告 条例に違反した行為（以下「違反行為」という。）のあった指定工事店等が再び違反行為を行った場合において、前項各号に掲げる処分を行うことを文書で警告することをいう。
- (2) 口頭注意 違反行為のあった指定工事店等に対し、再び違反行為を行わないよう口頭で注意を与えることをいう。

(処分等の基準)

第4条 市長は、指定工事店等が違反行為を行ったものと認めるときは、当該指定工事店等に対し、別表に定める基準により処分等を行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、市長は、違反行為の内容を勘案し、必要があると認めるときは、当該違反行為を行った指定工事店等に対し、相当と認める処分等を行うことができる。

(聴聞又は弁明の機会の付与)

第5条 市長は、第3条第1項に規定する処分を行う場合においては、行橋市行政手続条例の定めるところに従い、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

- (1) 登録の取消し 聴聞
- (2) 登録の効力停止 弁明の機会
- (3) 指定の取消し 聴聞
- (4) 指定の効力停止 弁明の機会

(処分等の方式等)

第6条 市長は、指定工事店等に対する文書警告を行うときは、その違反行為の内容及び根拠法令並びに改善を求める事項を記載した文書を交付するものとする。

- 2 市長は、指定工事店等に対する口頭注意を行うときは、この規程に基づくものであることを明らかにするものとする。
- 3 市長は、処分等に関する記録について、当該処分等を行った日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間は保管するものとする。

(処分の公示)

第7条 市長は、責任技術者に対して、第3条第1項第1号に規定する処分を行ったときは、次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 処分の対象となった責任技術者の氏名
- (2) 処分の対象となった責任技術者が所属する指定工事店の名称及び所在地並びに代表者の氏名
- (3) 処分を行った日
- (4) 処分の種類及び内容
- (5) 処分の理由
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、指定工事店に対して、第3条第1項第2号に規定する処分を行ったときは、次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 処分の対象となった指定工事店の名称及び所在地並びに代表者の氏名
- (2) 処分を行った日
- (3) 処分の種類及び内容
- (4) 処分の理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

(処分の適用除外)

第8条 市長は、第4条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、同項の規定を適用しないものとする。

- (1) 責任技術者に対して、第3条第1項第1号に規定する処分を行う場合であって、当該責任技術者が当該処分の日前から引き続き設計及び施工の監理に当たっている工事があるとき。
- (2) 指定工事店に対して、第3条第1項第2号に規定する処分を行う場合であって、当該指定工事店が当該処分を行う日前から引き続き設計及び施工をしている排水設備等の新設等の工事があるとき。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

1 指定工事店に係るもの

該当条項	違反行為等	処分等の回数等	処分等
条例第8条第4号ウ（不誠実な行為等）	—	入居者による排水設備の使用が開始された後に完了届を提出したこと。	1回目 文書警告又は口頭注意
		2回目 停止又は文書警告	
		3期分の使用料の算定に影響した場合 取消し若しくは停止又は文書警告	
	建物の所有者への連絡や日程調整等、工事の完了に係る検査（以下「完了検査」という。）の準備に協力しないこと。	1回目 文書警告又は口頭注意	
		2回目 停止又は文書警告	
		完了検査が当初予定した日から1月以上の準備に協力しないこと 遅延した場合 取消し若しくは停止又は文書警告	
	市から指示を受けた事項に対し、正当な理由なく、1月以上にわたって必要な処置を行おうとしなかったこと。	1回目 文書警告又は口頭注意	
		2回目 停止又は文書警告	
		必要な処置を行おうとしなかった期間が6月以上である場合 取消し又は停止	
	—	その他不誠実な行為等を行ったこと。 —	市長が相当と認める処分等
条例第18条第3号（法令等に違反する行為）	条例第5条第1項 排水設備等確認申請書の提出前に工事に着手したこと（無届工事）。	1回目 口頭注意	
		2回目 文書警告	
		3回目 取消し若しくは停止又は文書警告	
	条例第5条第2項 工事に係る計画の変更の届出がないこと。	1回目 口頭注意	
		2回目 文書警告	
		3回目以降 取消し若しくは停止又は文書警告	
	条例第9条第2項第4号 責任技術者が完了検査に立ち会わないこと。	1回目 文書警告又は口頭注意	
		2回目 停止又は文書警告	
		完了検査が当初予定した日から1月以上の遅延した場合 取消し若しくは停止又は文書警告	
	—	その他法令等に違反する行為を行ったこと。 —	市長が相当と認める処分等

条例第19条第1項	指定工事店の責めに帰すべき事由により、完了検査の実施までに工事の完了の日から1月以上の期間を要したこと。	1回目	口頭注意
		2回目	文書警告
		工事の完了の日から6月を経過した後に完了届を提出した場合又は完了検査の実施までに工事の完了の日から6月以上の期間を要した場合	取消し若しくは停止又は文書警告
行橋市下水道排水設備指定工事店規程（平成12年行橋市規則第31号。以下「規程」という。）第15条第1号	工事施工の申込みを正当な理由なく拒否したこと。	1回目	口頭注意
		2回目	文書警告
		3回目	取消し若しくは停止又は文書警告
規程第15条第2号	ア 工費が時価に比べて明らかに過大である工事契約を締結したこと。 イ 工事契約に際して工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示していないこと。	1回目	口頭注意
		2回目	文書警告
		3回目	取消し若しくは停止又は文書警告
規程第15条第3号	工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたこと。	1回目	停止又は文書警告
		2回目	取消し又は停止
規程第15条第4号	指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与したこと。	1回目	停止又は文書警告
		2回目	取消し又は停止
規程第15条第6号	責任技術者の監理の下での設計及び施工をしていないこと。	1回目	停止又は文書警告
		2回目	取消し又は停止
規程第15条第7号	工事の完了後1年以内に生じた故障等について、天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでないにもかかわらず	1回目	停止又は文書警告
		2回目	取消し又は停止

		ず、無償で補修しないこと。		
--	--	---------------	--	--

2 責任技術者に係るもの

該当条項		違反行為等	処分等の回数等	処分等
条例第9条第2項 (法令等に違反する行為)	第1号、第2号又は第3号	法令等に従った工事の設計及び施工(監理を含む。)をしていないこと。	1回目	文書警告又は口頭注意
			2回目	停止又は文書警告
			3回目	取消し又は停止
	第4号	完了検査に立ち会わないこと。	1回目	文書警告又は口頭注意
			2回目	停止又は文書警告
			完了検査が当初予定した日から1月以上遅延した場合	取消し若しくは停止又は文書警告

備考

- この表において「取消し」とは、指定の取消し又は登録の取消しをいう。
- この表において「停止」とは、指定の効力停止又は登録の効力停止をいう。
- 処分等の回数の算定に当たっては、同一の区分に該当する違反行為等を通算し、異なる区分に該当する違反行為等は、その回数に通算しない。